平成２１年（フ）第１３４号
長野県飯田市長野原423番地４
破産者　有限会社オーエストレック
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２１８号
愛知県一宮市光明寺字山屋敷４番地
破産者　有限会社エムアイ稲葉建設
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４７号
三重県津市船頭町津興3386番地８
破産者　株式会社ツインハート
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９号
三重県津市藤方1699番地６　コーポシーサイドⅢ　201号室、破産手続開始決定時住所三重県津市船頭町津興3386番地８
破産者　瀬古優雅子
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６５７号
京都府宇治市五ケ庄平野12番地の13
破産者　有限会社マイズ
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９０５０号
大阪市中央区博労町２丁目６番７号　池田ビル８階、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区芝田１丁目５番12号
破産者　株式会社トラベルメディア
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８６号
山口県下関市川中豊町１丁目12番43号
破産者　株式会社エフ・コーポレーション
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第３１９号
沖縄県那覇市港町２丁目16番10号
破産者　有村産業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２５０７号
神奈川県綾瀬市寺尾台３丁目５番13号
破産者　シリウス有限会社
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５０８号
神奈川県綾瀬市寺尾台３丁目５番13号
破産者　有限会社ファイト
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２５号
愛知県豊田市中垣内町弁天７番地
破産者　有限会社匠建設
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
愛知県豊川市東名町１丁目131番地
破産者　丸参建設株式会社
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３４４号
奈良県北葛城郡上牧町緑ケ丘２丁目３番17号
破産者　有限会社タダ・コーポレーション
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
和歌山県田辺市文里１丁目１番20号
破産者　有限会社くすもと
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第５９号
和歌山県田辺市明洋１丁目５番１号
破産者　有限会社三喜梅
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１００号
島根県大田市大田町大田ロ1032番地22
破産者　竹腰　陽一
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２７９号
福岡県久留米市西町1139番地10
破産者　株式会社419
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４６号
長崎県対馬市厳原町北里107番地３
破産者　有限会社栗山ヤクルトセンター
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１２３３号
神戸市東灘区住吉山手５丁目８番12号
破産者　三宅　敏郎
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０９号
兵庫県伊丹市行基町３丁目46番地１　ソシアル行基104号
破産者　黒崎　真帆（旧姓井川）
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３９６号
兵庫県伊丹市中野東１丁目７番地　市住玉田６－619号
破産者　阪本　拓也
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６４３号
兵庫県西宮市名塩ガーデン２番49号
破産者　加門　幸徳
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係